

宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく行政処分等の実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）に基づき、宮城県知事が実施する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の処理に係る不利益処分等（以下「行政処分」という。）を実施するために必要な事項を定めることにより、行政処分の公正を保ち、高濃度PCB廃棄物等の特例処分期限日までの期間内の確実な処理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、PCB特措法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)高濃度PCB廃棄物等 PCB特措法第2条第2項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び同法第2条第4項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品
- (2)保管事業者等 PCB特措法第2条第5項で規定する保管事業者、同条第6項で規定する所有事業者及び高濃度PCB廃棄物等の疑いがある物を保管又は使用している者。
- (3) その他の関係者 保管事業者等の代表者、役員及び高濃度PCB使用製品を借り受け使用している別の事業者等
- (4)改善命令 PCB特措法第12条第1項の規定により、宮城県知事が発出する命令
- (5)代執行 PCB特措法第13条第1項の規定により、宮城県知事が自ら講ずる高濃度PCB廃棄物等の処分等措置
- (6)処分期間 本要綱の施行日からポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）別表において示される末日までの期間とし、高濃度PCB廃棄物等の種類ごとに期間の末日は以下のとおり。
廃PCB等及び廃変圧器等 令和4年3月31日
上記に掲げるもの以外の高濃度PCB廃棄物 令和5年3月31日

(行政処分の基準)

第3条 改善命令及び代執行を行う基準は別表による。

(報告徴収、立入検査等)

第4条 保健所長は、行政処分の対象となる高濃度PCB廃棄物等を明確化すること等を目的に、必要に応じてPCB特措法第24条の規定による報告の徴収又は同法第25条第1項による立入検査等を実施するものとする。

- 2 報告徴収を行う際には、保管事業者等又はその他の関係者に対し、報告拒否又は虚偽報告に対しては刑罰が科され得ることを明示すること。
- 3 立入検査等を行う際には、PCB特措法第25条第2項に規定する身分証明書を携帯するとともに、保管事業者等又はその他の関係者に対し、立入検査又は立入検査の際の収去の拒否、妨害又は忌避

に対しては刑罰が科され得ることを明示すること。

(改善命令)

第5条 保健所長は、別表の要件1又は2に該当する場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第18条各号に規定する事項を記載した書面により、保管事業者等に対し、期間を定めて当該高濃度PCB廃棄物等の処分その他必要な措置（以下、「処分等措置」という。）を講ずべき旨を命ずるものとする。

2 保健所長は、前項の措置の履行状況について、確実な方法により確認を行うものとする。

3 第1項において定めた期間の末日までに処分等措置が講じられていないと認められる場合には、原則として直ちにPCB特措法第12条第1項に違反するものとし、捜査機関と協議の上、厳正に対処するものとする。

(弁明の機会の付与)

第6条 保健所長は、前条の規定による命令をするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、保管事業者等に対して必要事項を記載した書面により通知を行い、弁明の機会を付与するものとする。

2 弁明は、保健所長が口頭であることを認めた場合を除き、保管事業者等に弁明を記載した書面を提出させるものとする。

(代執行)

第7条 保健所長は、前条による命令を行う際には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、保管事業者等に対して必要事項を記載した書面により通知を行い、弁明の機会を付与するものとする。

2 別表の処分の要件5に該当するとして代執行を実施する際には、高濃度PCB廃棄物等の処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは知事が当該処分等措置を講じ、それに要した費用を徴収することがある旨を、相当の期間を定めてあらかじめ公告する。

3 知事は、代執行に要した費用について、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用して保管事業者等から徴収する。

(行政処分の公表)

第8条 知事は、第5条の改善命令が発出されたときは、速やかにその事実を公表する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 行政処分の基準（第3条関係）

処分の要件	処分の内容
1 処分期間の末日までに高濃度PCB廃棄物等を自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかった場合	改善命令
2 PCB特措法第10条第3項の規定に基づき、特例処分期限日までに高濃度PCB廃棄物等を自ら処分し、又は処理施設に委託することとしたにもかかわらず、処分又は処理施設に委託する見込みがない場合	高濃度PCB廃棄物等の処分その他必要な措置を講ずべきことの命令
3 改善命令を受けた保管事業者等が、命令に示した期限までに、命令した措置を講じていることについて確認ができない場合又は講じた措置が十分でない場合	代執行
4 改善命令を受けた保管事業者等が、命令に示した措置を講じないとする意思を明確に表示しているときや、措置をするための経理的基礎が無いときなど、命令に示した履行期限までに措置が講じられないことが客観的に明らかな場合	
5 保管事業者等の破産、死去又は相続等に起因して、通常必要とされる行政調査によっても、高濃度PCB廃棄物等を処分期間の末日までに処分する法的な義務を有する保管事業者等を確知することができない場合	
6 保管事業者等の明確化、改善命令の発出に必要な手続及び命令の履行に要する時間等を含めた改善命令の発出から履行までに最低限要するとされる時間等を考慮し、緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合	